

令和6年度第5回多良木町議会(12月定例会議)						
招 集 年 月 日	令和6年12月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年12月13日		午後01時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和6年12月13日		午後01時19分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	6番	久 保 田 武 治		8番	猪 原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長			住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課		
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課	中 村 綾 子		福 祉 課		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建 設 課	佐 藤 愛 子	
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課	多 田 哲 弥		農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第41号	令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について
議案第42号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第43号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第44号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第45号	多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第46号	多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第47号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第48号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第6号）
議案第49号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第50号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第51号	令和6年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第52号	令和6年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午後 1 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。
全員出席ですので、会議は成立しております。
なお、説明員の佐藤教育長から欠席届が出ております。
その他は全員出席でございます。
これから本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 41 号」 令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負 変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、議案第 41 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号「令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 42 号」 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に 関する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、議案第 42 号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を伺います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 43 号」 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、議案第 43 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 44 号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、議案第 44 号「多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号「多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 45 号」 多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 5、議案第 45 号「多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号「多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 46 号」 多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 6、議案第 46 号「多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号「多良木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

**日程第 7 「議案第 47 号」 多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する
条例を定めることについて**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 7、議案第 47 号「多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号「多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 48 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 8、議案第 48 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、6 番、久保田武治議員。

○6 番（久保田 武治議員）

ちょっと 1 点だけちょっと伺いたいんですが、59 ページのですね、款 2 の総務費、目 10 のまちづくり推進事業費というところで、節の 18 に負担金補助及び交付金で 61 万円の姉妹町交流事業交付金が計上されています。

確か今年度は 217 万 5,000 円の予算措置がなされていたと思うんですが、今回補正として計上されてるっていうのは新たな事業なり、あるいはその必要性から当然出されているものと思いますが、その事業の内容、それからその内訳ですね。

そのことについてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それではお答えいたします。

姉妹町であります、北海道南幌町との交流事業の一環として物産交流を毎年行っておりますが、今まで南幌町では、7月の商工会ふれあいまつり、それと8月のJAなんぼろ夜まつり、そして10月の秋の大収穫祭、計3回ですね、多良木町の物産を販売していただいております。

ですが、本町では、今まで南幌町の物産販売につきましては、11月に行う農林商工祭のみ1回でございました。

そのような経緯がありまして、本年度10月にですね、えびす物産館のほうで南幌町物産展を農林商工祭とは別に開催したところでございますが、この商品代及び送料の増額に伴う補正、合わせまして職員交流等の旅費等不足分、不足しましたので、そちらのほうの増額を補正させてもらっております。

よろしくをお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

久保田議員、よろございますか。

ほかに質疑はありませんか。

8番、猪原議員。

○8番（猪原清議員）

65ページの款6、項1、目の6堆肥センター管理費の節10の需用費213万8,000円の修繕料の内容をお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

お答えします。

こちらのですね修繕料につきましては、8月末に落雷によって発生したものでございまして、修繕料といたしまして、修繕といたしましては、高圧気中開閉器取替修繕、それからトラックスケール修繕、電話設備の修繕でございます。

○議長（宇佐信行議員）

猪原議員、よろございますか。

はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第49号」 令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、議案第 49 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

**日程第 10 「議案第 50 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 10、議案第 50 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

**日程第 11 「議案第 51 号」 令和 6 年度多良木町上水道事業会計補正予算
（第 1 号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、議案第 51 号「令和 6 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」を

議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号「令和 6 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 52 号」 令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算 （第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 52 号「令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号「令和 6 年度多良木町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 1 時 19 分散会）